

むつ市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

平成 28 年 1 月 26 日

むつ市教育委員会告示第 1 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、むつ市立図書館（以下「図書館」という。）において雑誌スポンサー制度を実施することにより、図書資料を広告媒体として活用し、民間団体等の情報発信の場を提供するとともに、図書資料の充実を図り、もって図書館サービスの向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雑誌スポンサー制度 図書館が雑誌スポンサーから雑誌の提供を受け、当該雑誌の配架時に用いる雑誌のカバーを広告媒体として当該雑誌スポンサーに利用させる制度をいう。
- (2) 雑誌スポンサー 図書館に配架する雑誌を提供し、当該雑誌のカバーに広告の表示をする者をいう。

(資格要件及び表示の基準)

第 3 条 雑誌スポンサーの資格の要件及び広告の表示の基準については、むつ市広告掲載実施要綱（平成 19 年むつ市告示第 40 号）及びむつ市広告掲載実施基準（平成 19 年 3 月 30 日制定）の規定を準用する。

- 2 雑誌スポンサーの対象は企業、商店、団体等とし、個人は雑誌スポンサーの対象としない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、自らが発行する雑誌については、当該雑誌の雑誌スポンサーとなることはできない。

(雑誌スポンサーの決定)

第 4 条 雑誌スポンサー制度により広告の表示を希望する者（以下「申込者」という。）は、むつ市立図書館長（以下「館長」という。）が作成する雑誌リストの中から提供及び広告の表示を希望する雑誌（以下「提供

雑誌」という。)を選定し、雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に雑誌スポンサー申込確認書(様式第2号)、広告の原稿その他館長が必要と認める書類を添えて、むつ市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に申込みするものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申込みの審査の結果について、雑誌スポンサー決定(却下)通知書(様式第3号)により、申込者に通知するものとする。

(提供の方法及び広告の表示)

第5条 前条第2項の規定により決定の通知を受けた申込者(以下「雑誌スポンサー」という。)は、当該決定に基づき、次のいずれかの方法により提供雑誌を図書館に納品するものとする。

- (1) 雑誌スポンサーが自ら納品(書店その他の販売業者(以下「雑誌納入業者」という。))をして納品する場合を含む。)
- (2) 雑誌スポンサーが雑誌を納入させる業者(以下「雑誌納入業者」という。)の選定及び発注について教育委員会に委任し、当該委任に基づく教育委員会からの発注により納品する。

- 2 前項の規定による納品は、当該提供雑誌の発売日を基準として館長が指定する期日までに行わなければならない。

- 3 館長は、提供雑誌の最新号に図書館所有のカバーを掛け、カバー表側に雑誌スポンサーの名称、商号等を、カバー裏側に当該雑誌スポンサーの広告を表示するものとする。

- 4 前項の広告は、別表に定める規格及び位置により表示するものとし、雑誌スポンサーが用意するものとする。

- 5 提供雑誌を配架する場所は、館長が決定する。

(提供及び広告の期間)

第6条 雑誌の提供及び広告の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間の中途に申し込みがあった場合は、雑誌スポンサーの決定があった日の翌月1日から3月31日までの間とする。

2 前項の期間は、期間満了の3か月前までに雑誌スポンサーから雑誌の提供及び広告の表示の終了の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間更新され、以降も同様とする。

(覚書の締結)

第7条 雑誌スポンサーは、第4条第2項の規定による通知書を受領したときは、速やかに教育委員会との間で覚書を締結しなければならない。

(雑誌スポンサーの責務)

第8条 雑誌スポンサーは、表示した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告の作成経費は、雑誌スポンサーが負担するものとする。

(広告内容等の変更)

第9条 雑誌スポンサーは、広告内容等の変更を希望するときは、その内容等について教育委員会に届出しなければならない。

2 雑誌スポンサーは、提供雑誌が休刊又は廃刊となったときは、教育委員会と協議の上、提供雑誌を他の雑誌に変更することができるものとする。

(雑誌購入費の支払)

第10条 第5条第1項第2号の規定により雑誌納入業者から雑誌を納品させる場合において、雑誌スポンサーは、提供雑誌の購入費を直接雑誌納入業者に支払いするものとし、振込手数料等支払に必要な一切の経費は雑誌スポンサーが負担するものとする。

(雑誌スポンサーの資格の取消し)

第11条 教育委員会は、雑誌スポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、当該雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する資格の要件又は表示の基準を満たさないこととなったとき。
- (2) 提供雑誌を納品できなくなったとき、又は雑誌納入業者に対する雑誌購入代金の支払ができなくなったとき、若しくは長期に渡り購入代

金の支払が滞っていると認めるとき。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、館長が図書館の運営に支障があると認めるとき。

(提供雑誌の管理)

第12条 提供雑誌は、第6条の規定による雑誌の提供及び広告の期間中図書館の管理に属し、図書館所蔵のものと同等に取り扱うものとし、当該期間の満了後は、図書館において処分するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する、ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条の規定に基づき、雑誌スポンサーの決定を行うために必要な行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和6年12月23日教育委員会告示第2号)

この要綱は、告示の日から施行する。